

[事案 28-153] 特約更新請求

・平成 29 年 5 月 11 日 裁定終了

<事案の概要>

保険料払込免除となった場合には収入保障特約の保障の継続取扱いが行われないことの説明がなかったこと等を理由に、保険料の払込を免除したうえでの収入保障特約の保障の継続取扱い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主な主張>

平成 7 年 10 月に契約転換した終身保険について、以下の理由により、保険料の払込を免除したうえでの収入保障特約の保障の継続取扱いおよび定期保険特約の更新を 80 歳まで延長する取扱いをしてほしい。

- (1) 契約転換時に募集人から、保険料の払込が免除となった場合に、特約の更新（保障の継続取扱い）をしない旨の説明がなかったため、約款の該当規定を適用せずに、自動更新にすることを求める。
- (2) 定期保険特約には、65 歳まで自動更新される自動更新特約が付加されているが、保険会社には、80 歳まで自動更新される商品もあるので、本契約の定期保険特約についても 80 歳まで保険期間を延長する取扱いを求める。

<保険会社の主張>

以下の理由から、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 説明義務違反はなく、収入保障特約の規定も契約者にとって不当に不利益なものとはいえない。
- (2) 申立人の主張を認める理由がない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および申立人の親に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険料の払込を免除したうえでの収入保障特約の保障の継続取扱いおよび定期保険特約の更新を 80 歳まで延長する取扱いをすることは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。